



永崎 陽 議員  
(新政会)



一般質問

茶谷市長就任の4年間について

質

就任時に掲げた公約等の実現に向け、尽力いただけてきたその  
思いと、夢や希望が持てる創造的復興を目指すとした、この戦  
略的復興に込めた思いについて市長の考えを伺う。

答

就任当初コロナ禍からのスタートも、市民をはじめ多くの方の  
お力添えでこの4年間を乗り切ることができたと感じている。  
君は放課後インソムニアによるまちなかの賑わい創出、駅前パトリア  
の再生、経済団体との連携、各地域づくり協議会によるにぎわい創出  
給食費の無償化、出産祝い金の増額、子ども医療費の窓口無償化、第  
2子以降の保育料無料化、園児のおむつ等無償提供、健康増進センタ  
ーアスロンの大規模改修、キャッシュレス決済ポイント還元、地域プロ  
スポーツの体験交流などに取り組んできた。しかし課題は山積で、今  
後も様々な方の支援の下、引き続き課題に取り組んでいきたい。  
震災というマイナスの状況下ではあるが、このピンチをチャンスと  
捉え、大きく発展させていかなければならない。市民とともにふるさと  
と七尾を前進させていくことが私の使命である。震災を機に得た関係  
人口と今後の交流人口の拡大により地域経済を発展させ、より多くの  
方々と連携し、今までにない発展を成し遂げていく、その覚悟である。

一般質問

罹災証明の申請期限について

被災者には考える時間が必要！

質

本市の罹災調査における一次調査の申請期限は、令和6年12月  
27日となっている。二次調査の申請は罹災証明書の交付を受け  
た日から3か月以内と決まっているが、この期間の根拠を伺う。

また、困っている被災者に寄り添う観点から罹災証明の申請期限や  
二次調査の申請期限の延長、または撤廃について、考えを伺う。

答

二次調査の申請期限を3か月以内とした理由は、二次調査の申  
請には一次調査の結果に納得がいかないといった側面があると  
いうふうを考えており、その様なところから行政不服審査法の不服申  
立てが出来る審査請求期間というものを一つの参考として、3か月  
以内というところで設けるのが適当ではないかと判断したものである。

なお、長期間にわたり避難や入院をしていたなどのやむを得ない事  
情により申請期限内に罹災証明書を受け取ることができなかった、あ  
るいは申請窓口に行くことができなかった方につきましては、その事  
情を踏まえて対応することとしている。そういう事から今のところ申  
請期限については、新たに設けたり、延長、撤廃をするということは  
考えていない。

また、罹災証明書の判定結果を基にしている住宅の応急修理制度や  
被災者生活再建支援金などの支援制度にも申請期限は設けられてい  
るので、申請手続きにおいて御留意願いたいというふうを考えている。



江曾 ゆかり 議員  
(無会派)

